

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711代
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



明けましておめでとうございます。本年も「税の豆知識」をよろしくお願いたします。

さて、新年号であります今回は、**労働保険について説明したい**と思います。**労働保険とは、労働者災害補償保険（以下、「労災保険」という。）と雇用保険とを合わせた総称です。常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。したがって、事業主は、労働者を雇用したら直ぐに労働保険の成立手続を行い、保険料を納付する必要があります。**

なお、労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

1. 労災保険とは？

労災保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、傷害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とします（労働者災害補償保険法第1条）。

労災保険は、この目的を達成するため、制度上、労働者災害補償保険の主要事業として行われる、業務災害・通勤災害における保険給付と、独立行政法人労働者健康安全機構（旧：労働福祉事業団→労働者健康福祉機構）等が行う社会復帰促進等事業（旧：労働福祉事業）に基づく各種事業の二本立てとなっています（第2条の2）。

このように、**労災保険とは、労働者災害補償保険法に基づき、業務災害及び通勤災害に遭った労働者又はその遺族に給付を行う、日本の公的保険制度**です。

つまり、この制度があることにより、労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気にな

った場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付が行われるのです。

2. 労災保険の制定の歴史

仕事で怪我や病気をした時に助けてくれるのが労災保険ですが、昔は労災保険がありませんでした。

戦前の日本は、経済の発展・近代化が進むとともに労災が多発し、労働運動（健康や生活の安定などを求め、労働者達が集団で抗議する運動）が激化はじめていました。この問題に対処するために1905年鉱業法、1911年工場法を制定し、炭鉱や工場で働く人々の「仕事上の病気、怪我、死亡」を補償する決まりを創りました。この制定により炭鉱や工場で働く人は守られましたが、土木・建築などの労災が発生しやすい職業を補償する法律はまだありませんでした。

その後、1931年「労災扶助法」「労災扶助責任保険法」が創られ、土木・建築などの職業にも労災の適用が認められることになりました。しかし、この時の制度は「補償のレベルが低い」「適用範囲が狭い」ことや「労災は労働者の不注意が原因であり、使用者が労働者を助けてあげている」といった思想で成り立っていたため、制度としてはまだ未熟なものでした。

労働者災害補償保険制度は、労働基準法において業務上の災害に対する事業主の無過失賠償責任が確立したことに基づき、1947（昭和22）年の労働基準法制定と同時に創られました。これにより、「使用者が労働者を助けてあげている」といった思想は変わり、「労災の責任は使用者にある」という思想に基づく「労働者災害補償保険法」となり、適用範囲や補償内容も改善されることになりました。

3. 雇用保険とは？

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態

の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とします(雇用保険法第1条)。

この目的を達成するために、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、二事業(雇用安定事業、能力開発事業)を行うことができます(第3条)。

雇用保険法において「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいいます。「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことが出来ない状態にあることをいいます(第4条)。

したがって、「離職」=「失業」ではありません。雇用関係が存続する限りは、賃金の支払いがなくても被保険者となります。

4. 雇用保険の制定の歴史

戦前の日本には失業者の生活を支えてくれるような保険はありませんでした。1920年代や1930年代、世界や日本で恐慌が起こって景気が悪くなったときには失業者のための保険の創設が提案されたことがありましたが、その時は制定されませんでした。戦後になると、GHQからの指令の影響を受け、失業保険制定の検討が開始され、「**失業保険は国家が責任をもって救済する必要がある**」という考えでまとめ、**1947年に失業保険が創設されました**。その後、日本の高度成長期(1954年～73年)において、急速に変化する社会に対応するために失業保険制度は何度も改正され、高度成長期後期になると、失業保険に「雇用促進」「失業予防」事業を付けた「雇用保険制度」の創設が検討されましたが見送られていました。その創設が実現するのは、**1973年のオイルショックにより日本の雇用状況が悪化したためですが、この制度には雇用調整給付金(景気の悪化などにより事業の縮小を余儀なくされ、従業員のために雇用調整した時に、事業主に給付金が支給される)制度が含まれていたことが、雇用保険制度創設の要因となりました**。

5. 費用の負担

(1) 労災保険制度

労災保険制度の費用は、原則として事業主が負担する保険料によってまかなわれています。

(2) 雇用保険制度

雇用保険制度の保険料率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律により定められています。

令和6年度、一般の事業の保険料率は1.55%であり、負担割合は事業主0.95%、被保険者0.6%ですが、保険料に加え国庫負担金もあります。



「向かい干支」

向かい干支とは、十二支を円に並べた時に自分の干支の向かい側、対角線に来る干支をさします。例えば、子の向かい干支は午、戌の向かい干支は辰になり、自分の干支から6つ目にあたります。

十二支には性質があるといわれますが、向かい干支は自分の干支とは正反対の性質を持っているため、自分にはないパワーを与えてくれる「守り干支」と呼ばれています。江戸時代より、向かい干支を大切にすると幸福が訪れると言われており、作家の泉鏡花が、向かい干支であるうさぎグッズのコレクターだったのは有名な話です。

昔は子供の着物の背中に向かい干支をあしらう風習があり、七五三の着物に母親が刺繍を入れていました。子供を思う親心の表れです。

1月の税務と労務

- ・ 国税/給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出 本年最初の給与支払日の前日
- ・ 国税/報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出 1月31日
- ・ 国税/源泉徴収票の交付、提出 1月31日
- ・ 国税/12月分源泉所得税の納付 1月10日
(納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日)
- ・ 国税/11月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 1月31日
- ・ 国税/5月決算法人の中間申告 1月31日
- ・ 国税/2月、5月、8月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 1月31日
- ・ 地方税/固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日
- ・ 地方税/給与支払報告書の提出 1月31日

2月の税務と労務

- ・ 国税/令和6年分所得税の確定申告受付 2月17日～3月17日
(還付申告は申告期限前でも受け付けられます)
- ・ 国税/贈与税の申告受付 2月3日～3月17日
- ・ 国税/1月分源泉所得税の納付 2月10日
- ・ 国税/12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 2月28日
- ・ 国税/6月決算法人の中間申告 2月28日
- ・ 国税/3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 2月28日
- ・ 国税/決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 2月28日
- ・ 地方税/固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日